

独立行政法人国立青少年教育振興機構
国立赤城青少年交流の家ソーシャル・ネットワーク・サービス運用規程

令和3年6月1日 制定

令和6年2月1日 改定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立青少年教育振興機構（以下「機構」という。）国立赤城青少年交流の家（以下「交流の家」という）におけるソーシャル・ネットワーク・サービス（以下「SNS等」という）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用するサービス)

第2条 交流の家が利用するSNS等及びアカウントの名称は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|---|
| 一 LINE | 国立赤城青少年交流の家 |
| 二 Instagram | 国立赤城青少年交流の家 |
| 三 YouTube チャンネル | 国立赤城青少年交流の家【公式】YouTube チャンネル
ササビーチャンネル |

(運用体制)

第3条 SNS等アカウントの運用は次のとおりとする。

- 一 運用管理は、次長が行う。
- 二 担当者は、次長が別に定める。

(目的)

第4条 SNS等の運用は、機構及び交流の家の取組や事業情報、施設の利用等に関する情報を発信し、青少年教育の振興及び青少年の健全育成ならびに施設の利用促進を目的とする。

(投稿内容)

第5条 SNS等への投稿内容については、以下のとおりとする。

- 一 研修支援（活動プログラム等）に関すること。
- 二 教育事業（イベント紹介、募集、活動の様子、報告等）に関すること。
- 三 総務・管理（人事、施設・設備の導入、改修等）に関すること。
- 四 交流の家の近況、施設紹介等に関すること。
- 五 その他交流の家が発信するにふさわしい内容の投稿とする。

(投稿手続き)

第6条 SNS等の投稿手続きは、次のとおりとする。

- 一 投稿できる者は、交流の家職員とする。
- 二 投稿は、所管の係長等及び次長の承認を得るものとする。ただし、外部への迅速な情報発信への重要性に鑑み、係長職以上の職員1名以上の承認を得た時点で投稿可能とし、その後必要に応じて直ちに修正等を行うものとする。
- 三 投稿に対して第三者の反応があった場合については、原則回答は行わない。ただし、回答を行う必要がある場合は、前号と同様の手続きを経て行うものとする。

(留意事項)

第7条 次に掲げる情報は掲載してはならない。

- 一 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- 二 人権及び利用者をはじめとする個人（法人を含む）のプライバシーを侵害するおそれのあるもの。
- 三 個人又は団体を誹謗中傷するおそれのあるもの。
- 四 著作権など知的財産権を侵害するおそれのあるもの。
- 五 政治的活動又は宗教的活動とみなされるもの。
- 六 営利を目的とするもの。
- 七 前各号に挙げる情報源へのアクセス方法に関するもの。
- 八 その他、青少年教育施設が行う広報活動として適切でないもの。

(その他)

第8条 その他、運用にあたっては以下のとおりとする。

- 一 「独立行政法人国立青少年教育振興機構公式ソーシャルメディアサービス運用方針」及び「独立行政法人国立青少年教育振興機構公式ソーシャルメディアサービスによる情報発信時の運用ガイドライン」（いずれも、令和2年9月1日 CIS0 裁定）の趣旨を踏まえることとする。
- 二 個人情報については、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」等に基づき適切に管理し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはしない。また、事業等で撮影した写真等については、広報等の目的で使用することがある旨、利用者に対して説明し書面上で確認することとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、SNS等の運用に関して必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和6年2月1日から施行する。